

移住・定住・支援事業について

【申込・問合先】建設管理課住宅係 ☎②3998

転入する若者世帯、単身世帯の民間賃貸住宅の家賃の一部を助成

市では、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成します。市外から転入し、民間賃貸住宅に居住されている40歳未満の方はご相談ください。

【助成内容】

▼若者世帯の場合は、家賃から3万円を減じて得た額を、3万円を上限として60カ月助成

※子を扶養しているまたは60カ月の助成期間内に新たに子を扶養した場合は、その子が中学校を卒業するまで助成します。

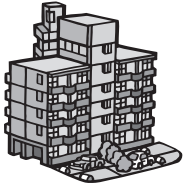
▼単身世帯の場合は、家賃から2万円を減じて得た額を、2万円を上限として36カ月助成

※36カ月の助成期間内に婚姻などにより若者世帯となった場合は、助成期間を60カ月とし、助成期間内に子を扶養した場合は、その子が中学校を卒業するまで助成します。

▼助成金は、三笠市商工会が指定する商品券で交付します。第1回目のみ3カ月分を前交付し、第2回目以降は6カ月分ごとに一括交付します。

【対象者】

▼平成23年7月1日以降に転入し、市内の民間賃貸住宅に居住する世帯で次の項目に該当



する世帯

①若者世帯：夫婦いずれかが満40歳未満の世帯または中学生までの子が居住し、かつその子を扶養している夫婦世帯または寡婦（夫）世帯

②単身世帯：満40歳未満で事務所または事業所を有する企業に勤務する単身世帯

▼市内居住者で平成24年4月1日以降に婚姻により市内の民間賃貸住宅に入居する若者世帯

▼転入の日前1年間に市内に住所を有していなかった世帯

▼世帯全員が市、現住所地の市町村で納入すべき税や使用料などを滞納していないこと

▼転入後、住民として1年以上居住を約束する誓約書を提出すること

▼市内に勤務する国家公務員・地方公務員や一部事務組合職員などを除く。（看護師・准看護師は対象になります）

【対象住宅】

市内の民間賃貸住宅とし、次の住宅は除きます。

- ①市営、道営などの公的賃貸住宅
- ②社宅、官舎、寮などの事業主などから貸与されている給与住宅
- ③親族（3親等以内）が所有または居住している住宅

（主に認知症） 高齢者SOSネットワーク

【問合先】地域包括支援センター ☎③2010

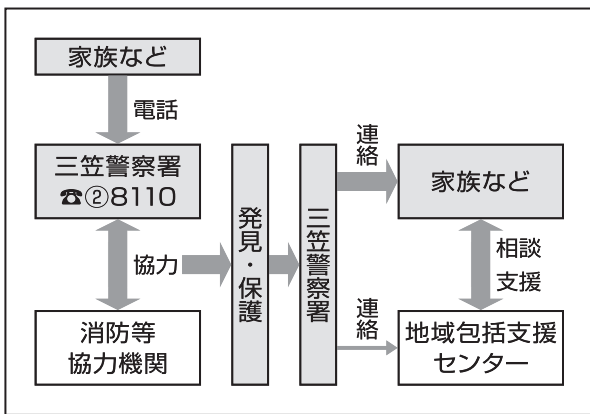
高齢（主に認知症）の方は記憶力や判断力の低下などの症状があり、道を間違えたり、自分どこにしているのか分からなくなつて、行方不明になってしまふことがあります。

このネットワークは主に認知症の高齢者が行方不明となった場合に警察、消防、交通機関が協力して早期発見保護を目指すものです。

高齢者の行方が分からなくなった場合は
すぐに三笠警察署へ電話連絡してください。

三笠警察署 ☎②8110

「高齢者SOSネットワーク」利用イメージ



◆事前登録ができます

行方不明になった場合、少しでも早く対応ができるよう事前に登録しておきましょう。

なお、事前登録がない場合でも警察署に連絡することで、このネットワークを利用できます。

【対象】市内にお住まいの高齢者で外出した際に自宅まで戻れなくなる恐れのある方

【必要なもの】登録する方の最近の写真、申請する方の印かん

【登録窓口】地域包括支援センター（ふれあい健康センター内）

※事前登録申請書に記入していただきます。

◆地域の方へのお願い

高齢の方を見掛けて「変だな？徘徊か？」と思った場合はひと言声を掛け、警察署または最寄りの駐在所に連絡し、警察署員が到着するまで付き添っていただけるようお願いいたします。

◆徘徊とは

高齢や認知症になると、自分のいる場所や時間・季節・周囲の人・自分自身からなくなつて、安心できる場所を求めて歩き回ることがあります。これを「徘徊」といいます。

賃貸共同住宅の建設費用の一部を助成

市では、民間資金を活用した賃貸共同住宅の建設費用の一部を助成します。アパートなどの建設を予定されている方は、事前にご相談ください。

【助成内容】賃貸共同住宅の建設費用の10分の1以内とし、600万円を上限とします。

【対象者】

- ▼平成23年7月1日以降に市内で賃貸共同住宅を建設し、その所有者となる法人または個人
- ▼市または現住所地の市町村に納入する税や使用料などを滞納していない方
- ▼三笠市商工業等元気支援条例による補助金の対象となる方は除きます。

住宅の新築や中古住宅の購入費用の一部を助成

市では、住宅の新築や分譲住宅、中古住宅の購入費用の一部を助成します。住宅を新築、購入された方はご相談ください。

【対象者】

- ▼住宅に居住する予定のすべての方が市または現住所地の市町村に納入する税、使用料などを滞納していないこと
- ▼転入者は、転入の前1年間市内に住所を有していないかつた方

【対象住宅】

- ▼新築の場合は、居住面積が70㎡以上、中古住宅の場合は50㎡以上の住宅
- ▼中古住宅は3親等以内の親族以外が所有している住宅
- ▼新築の場合は工事着手日、分譲住宅・中古住宅は売買契約日が平成23年7月1日以降

【対象住宅】

- ▼建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する共同住宅または長屋
- ▼建設する賃貸共同住宅などの戸数が、1棟につき6戸以上であること
- ▼2DK以上の戸数が2分の1以上であること
- ▼各戸が居間(台所と共有している場合を含む)のほか、1室以上の居住室があること
- ▼各戸に玄関、便所、浴室、台所が設置されていること
- ▼建設した賃貸共同住宅などの10分の1以上に、三笠市若者移住定住促進家賃助成事業に該当する世帯を入居させるよう努めること

【助成内容】

1. 新築住宅建設費用助成金

①市民が市内業者により建設・購入した場合	100万円
②市民が市外業者により建設・購入した場合	70万円
③転入者が市内業者により建設・購入した場合	150万円
④転入者が市外業者により建設・購入した場合	100万円

2. 中古住宅購入費用助成金

100万円以上の住宅の購入費用(土地代含む)の10%以内を助成します。ただし、下記の金額を上限とします。

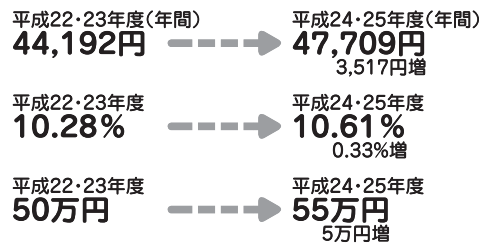
①市民が購入し、入居した場合	30万円
②転入者が購入し、入居した場合	50万円

後期高齢者医療制度保険料改定

【問合せ】北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
市民生活課 保険医療係 ☎3188

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに改定されることとなっており、加入者に等しく負担していただく「均等割」と所得に応じて負担いただく「所得割」で構成されています。平成24・25年度の新しい保険料率などが決まりましたのでお知らせします。

なお、平成24年度の保険料率は7月に個別に通知します。



保険料の計算方法(平成24年度)

保険料は、すべての加入者(被保険者)にかかります。

均等割 1人当たりの額 47,709円	+	所得割 本人の所得に応じた額 (平成23年中の所得-33万円) ×10.61%	=	1年間の保険料 (限度額55万円) ※100円未満切り捨て
----------------------------------	---	--	---	-------------------------------------

保険料の軽減について…世帯主や加入者(被保険者)の所得に応じて、保険料の軽減があります。

①均等割の軽減…均等割47,709円は所得に応じて次のとおり軽減されます。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	H23年度 均等割額	H24年度 均等割額	比較
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,400円	4,770円	約 300円増
33万円	8.5割軽減	6,600円	7,156円	約 500円増
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	22,000円	23,854円	約1,800円増
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	35,300円	38,167円	約2,800円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に100円未満を切り捨てます。

②所得割の軽減…加入者個人の所得で判定します。前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

③被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減…この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。